

令和 4 年

市議会 6 月定例会議案参考資料

知立市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正案新旧対照表（第1条関係）
 （議案第50号、参考資料）

改正後	改正前
（公費の支払） 第4条 知立市は、候補者（前条の規定により届出をした者に限る。）が同条第1号に定める契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。 （1） 略 （2） 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額 ア 当該契約が自動車の借入れ契約である場合 当該自動車（同一の日において自動車の借入れ契約により2台以上の自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。）のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>1万6,100円</u>を超える場合には、<u>1万6,100円</u>）の合計金額 イ 当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該自動車に供給した燃料の代金（当該自動車（これに代わり使用される他の自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,700円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）	（公費の支払） 第4条 知立市は、候補者（前条の規定により届出をした者に限る。）が同条第1号に定める契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。 （1） 略 （2） 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額 ア 当該契約が自動車の借入れ契約である場合 当該自動車（同一の日において自動車の借入れ契約により2台以上の自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。）のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>1万5,800円</u>を超える場合には、<u>1万5,800円</u>）の合計金額 イ 当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該自動車に供給した燃料の代金（当該自動車（これに代わり使用される他の自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,560円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

改正後	改正前
ウ 略 2 略 第5条 知立市は、候補者（第3条の規定により届出をした者に限る。）が同条第2号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>541円31銭</u>にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>31万6,250円</u>を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じてポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。	ウ 略 2 略 第5条 知立市は、候補者（第3条の規定により届出をした者に限る。）が同条第2号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>525円6銭</u>にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>31万500円</u>を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じてポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

知立市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正案新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
（公費の支払） 第4条 知立市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。 （公費負担の限度額） 第5条 第2条の規定による公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>7円73銭</u>にビラの作成枚数（当該作成枚数が選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た額とする。	（公費の支払） 第4条 知立市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円51銭</u>を超える場合には、<u>7円51銭</u>）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。 （公費負担の限度額） 第5条 第2条の規定による公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>7円51銭</u>にビラの作成枚数（当該作成枚数が選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た額とする。

知立市税条例の一部改正案新旧対照表（第 1 条関係）

（議案第 5 1 号、参考資料）

改正後（公布の日等）	改正前
（納税証明書の交付手数料） 第20条の 4 法第20条の10の納税証明書の交付（<u>法第382条の 4 に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。</u>）の手数料は、知立市手数料条例（昭和45年知立市条例第56号。以下「手数料条例」という。）第 2 条の規定により徴収する。ただし、道路運送車両法第97条の 2 に規定する証明書については、手数料を徴しない。 2 略 （所得割の課税標準） 第32条 略 2・3 略 <u>4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第35条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</u> 5 略 <u>6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第35条の 3 第 1 項に規定する確定</u>	（納税証明書の交付手数料） 第20条の 4 法第20条の10の納税証明書の交付手数料は、知立市手数料条例（昭和45年知立市条例第56号。以下「手数料条例」という。）第 2 条の規定により徴収する。ただし、道路運送車両法第97条の 2 に規定する証明書については、手数料を徴しない。 2 略 （所得割の課税標準） 第32条 略 2・3 略 <u>4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の特定配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時まで提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第 1 号に掲げる申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u> <u>（1） 第35条の 2 第 1 項の規定による申告書</u> <u>（2） 第35条の 3 第 1 項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</u> 5 略 <u>6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の</u>

改正後（公布の日等）	改正前
<u>申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。</u> （寄附金税額控除） 第33条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金（県内に主たる事務所を有する法人若しくは団体又は県外に主たる事務所を有する法人等のうち知事が指定するものに対するものに限る。ただし、第12号に掲げる寄附金は、市内に事務所その他活動拠点を有する法人又は団体に対するものに限る。）若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第33条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 （1）～（4） 略	<u>4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u> <u>（1） 第35条の2第1項の規定による申告書</u> <u>（2） 第35条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</u> （寄附金税額控除） 第33条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金（県内に主たる事務所を有する法人若しくは団体又は県外に主たる事務所を有する法人等のうち知事が指定するものに対するものに限る。ただし、第12号に掲げる寄附金は、市内に事務所その他活動拠点を有する法人又は団体に対するものに限る。）若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第33条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 （1）～（4） 略

改正後（公布の日等）	改正前
(5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。） (6)～(12) 略 2 略 （配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除） 第33条の9 所得割の納税義務者が、第32条第4項に規定する<u>確定申告書</u>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する<u>確定申告書</u>に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第33条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の<u>確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税</u>若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。 3 略 （市民税の申告）	(5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（<u>所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。</u>）に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。） (6)～(12) 略 2 略 （配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除） 第33条の9 所得割の納税義務者が、第32条第4項に規定する<u>特定配当等申告書</u>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する<u>特定株式等譲渡所得金額申告書</u>に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第33条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の<u>申告書に係る年度分の個人の県民税</u>若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。 3 略 （市民税の申告）

改正後（公布の日等）	改正前
第35条の2 第25条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（<u>所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）</u>）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（<u>前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。</u>）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第33条の7第1項（同項第12号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第26条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。 2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべ	第35条の2 第25条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（<u>所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。</u>）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第33条の7第1項（同項第12号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第26条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。 2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべ

改正後（公布の日等）	改正前
き申告書の様式は、施行規則<u>第2条第3項ただし書</u>の規定により、市長の定める様式による。 3～10 略 （個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>） 第35条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 （1） 当該給与支払者の氏名又は名称 （2） <u>所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名</u> （3） 略 （4） 略	き申告書の様式は、施行規則<u>第2条第4項ただし書</u>の規定により、市長の定める様式による。 3～10 略 （個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>） 第35条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 （1） 当該給与支払者の氏名又は名称 （2） 略 （3） 略
2～5 略 （個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族等申告書</u>） 第35条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、<u>特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第51条の2に</u>	2～5 略 （個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族申告書</u>） 第35条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、<u>扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告</u>

改正後（公布の日等）	改正前
<u>規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</u> (1) 略 <u>(2) 特定配偶者の氏名</u> <u>(3)</u> 略 <u>(4)</u> 略 2～5 略 （法人の市民税の申告納付） 第46条 略 2～8 略 9 <u>法第321条の8第62項</u>に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第62項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を經由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。 10～14 略 15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8</u>	書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1) 略 <u>(2)</u> 略 <u>(3)</u> 略 2～5 略 （法人の市民税の申告納付） 第46条 略 2～8 略 9 <u>法第321条の8第60項</u>に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第60項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を經由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。 10～14 略 15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8</u>

改正後（公布の日等）	改正前
<u>第71項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。 16 略 （不均一課税） 第58条の2 略 <u>2 都市再開発法第138条第1項に規定する耐火建築物に該当する家屋が法附則第15条の8第1項の規定の適用を受ける場合における当該家屋（令附則第12条第8項に規定する部分を除く。以下この項において同じ。）に対して課する固定資産税の税率は、前条の規定にかかわらず、最後に法附則第15条の8第1項の規定により固定資産税額の減額を受けた年度の翌年度から5年度分に限り、100分の1.16（当該家屋が都市再開発法第2条第1号に規定する第一種市街地再開発事業の施行に伴い与えられた場合においては、100分の1.05）とする。</u> <u>3 前2項の規定による不均一課税を受けようとする者は、第1項の規定による不均一課税を受けようとする場合にあっては新たに固定資産税が課されることとなる年度の初日の属する年の、前項の規定による不均一課税を受けようとする場合にあっては最後に法附則第15条の8第1項の規定により固定資産税額の減額を受けた年度の1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその不均一課税を受けようとする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</u> （1）・（2） 略 <u>4 第1項又は第2項の規定による不均一課税を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</u> 第58条の3 略 2・3 略	<u>第69項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。 16 略 （不均一課税） 第58条の2 略 <u>2 前項の規定により固定資産税の不均一課税を受けようとする者は、新たに固定資産税が課されることとなる年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその不均一課税を受けようとする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</u> （1）・（2） 略 <u>3 第1項の規定により固定資産税の不均一課税を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</u> 第58条の3 略 2・3 略

改正後（公布の日等）	改正前
4 第1項又は第2項の規定による不均一課税を受けようとする者は、第1項の規定による不均一課税を受けようとする場合にあっては基準年度の前年度の、第2項の規定による不均一課税を受けようとする場合にあっては最後に第1項（現に第2項の規定による不均一課税を受けているときは、第2項）の規定による不均一課税を受けた年度の1月31日までに、<u>前条第3項各号に掲げる事項を記載した申請書に第1項又は第2項の規定による不均一課税を受けようとする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</u>	4 第1項又は第2項の規定による不均一課税を受けようとする者は、第1項の規定による不均一課税を受けようとする場合にあっては基準年度の前年度の、第2項の規定による不均一課税を受けようとする場合にあっては最後に第1項（現に第2項の規定による不均一課税を受けているときは、第2項）の規定による不均一課税を受けた年度の1月31日までに、<u>前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書に第1項又は第2項の規定による不均一課税を受けようとする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</u>
5 略 （固定資産課税台帳の閲覧の手数料）	5 略 （固定資産課税台帳の閲覧の手数料）
第67条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳（<u>同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。</u>）の閲覧（<u>法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。</u>）の手数料は、<u>手数料条例第2条の規定により徴収する。</u>ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。	第67条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳の<u>閲覧の手数料は、知立市手数料条例（昭和45年知立市条例第56号。以下「手数料条例」という。）第2条の規定により徴収する。</u>ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。
（固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料） 第67条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書（<u>同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。</u>）の交付（<u>法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。</u>）の手数料は、<u>手数料条例第2条の規定により徴収する。</u>	（固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料） 第67条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の<u>交付手数料は、手数料条例第2条の規定により徴収する。</u>
附 則 第7条の3の2 平成22年度から<u>令和20年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>令和7年</u>までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5	附 則 第7条の3の2 平成22年度から<u>令和15年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>令和3年</u>までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5

改正後（公布の日等）	改正前
条の４の２第５項（同条第７項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第33条の３及び第33条の６の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 ２ 略 （法附則第15条第２項第１号等の条例で定める割合） 第10条の２ 略 ２ 法附則第15条第２項第５号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>５分の４</u>とする。 ３ 法附則第15条第15項に規定する市町村の条例で定める割合は、５分の３（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第２条第５項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第15項に規定する市町村の条例で定める割合は、２分の１）とする。 ４ 法附則第15条第22項に規定する市町村の条例で定める割合は、２分の１とする。 ５ 法附則第15条第23項第１号に規定する市町村の条例で定める割合は、３分の２とする。 ６ 法附則第15条第23項第２号に規定する市町村の条例で定める割合は、２分の１とする。 ７ 法附則第15条第23項第３号に規定する市町村の条例で定める割合は、２分の１とする。 ８ 法附則第15条第24項第１号に規定する市町村の条例で定める割合は、３分の２とする。 ９ 法附則第15条第24項第２号に規定する市町村の条例で定める割合は、２分の１とする。 10 法附則第15条第26項第１号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、３分の２とする。 11 法附則第15条第26項第１号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、３分の２とする。	条の４の２第５項（同条第７項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第33条の３及び第33条の６の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 ２ 略 （法附則第15条第２項第１号等の条例で定める割合） 第10条の２ 略 ２ 法附則第15条第２項第５号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>４分の３</u>とする。 ３ 法附則第15条第16項に規定する市町村の条例で定める割合は、５分の３（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第２条第５項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第16項に規定する市町村の条例で定める割合は、２分の１）とする。 ４ 法附則第15条第23項に規定する市町村の条例で定める割合は、２分の１とする。 ５ 法附則第15条第24項第１号に規定する市町村の条例で定める割合は、３分の２とする。 ６ 法附則第15条第24項第２号に規定する市町村の条例で定める割合は、２分の１とする。 ７ 法附則第15条第24項第３号に規定する市町村の条例で定める割合は、２分の１とする。 ８ 法附則第15条第25項第１号に規定する市町村の条例で定める割合は、３分の２とする。 ９ 法附則第15条第25項第２号に規定する市町村の条例で定める割合は、２分の１とする。 10 法附則第15条第27項第１号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、３分の２とする。 11 法附則第15条第27項第１号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、３分の２とする。

改正後（公布の日等）	改正前
12 法 <u>附則第15条第26項第1号ハ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	12 法 <u>附則第15条第27項第1号ハ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
13 法 <u>附則第15条第26項第1号ニ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	13 法 <u>附則第15条第27項第1号ニ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
14 法 <u>附則第15条第26項第2号イ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。	14 法 <u>附則第15条第27項第2号イ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
15 法 <u>附則第15条第26項第2号ロ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。	15 法 <u>附則第15条第27項第2号ロ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
16 法 <u>附則第15条第26項第2号ハ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。	16 法 <u>附則第15条第27項第2号ハ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
17 法 <u>附則第15条第26項第3号イ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	17 法 <u>附則第15条第27項第3号イ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
18 法 <u>附則第15条第26項第3号ロ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	18 法 <u>附則第15条第27項第3号ロ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
19 法 <u>附則第15条第26項第3号ハ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	19 法 <u>附則第15条第27項第3号ハ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
20 法 <u>附則第15条第29項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	20 法 <u>附則第15条第30項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
21 法 <u>附則第15条第33項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	21 法 <u>附則第15条第34項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
22 法 <u>附則第15条第34項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	22 法 <u>附則第15条第35項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
23 法 <u>附則第15条第39項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	23 法 <u>附則第15条第42項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
24 法 <u>附則第15条第43項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。	24 法 <u>附則第15条第46項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。
25 法 <u>附則第15条第44項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。	

改正後（公布の日等）	改正前
<u>26</u> 略 <u>27</u> 略 （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 第10条の3 略 2～8 略 9 法附則第15条の9第9項の<u>熱損失防止改修等住宅</u>又は同条第10項の<u>熱損失防止改修等専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 （1）～（3） 略 （4） <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した年月日 （5） <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等 （6） <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由 10 略 11 法附則第15条の9の2第4項に規定する<u>特定熱損失防止改修等住宅</u>又は同条第5項に規定する<u>特定熱損失防止改修等住宅専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 （1）～（3） 略 （4） <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した年月日 （5） <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及び令附 則第12条第31項に規定する補助金等	<u>25</u> 略 <u>26</u> 略 （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 第10条の3 略 2～8 略 9 法附則第15条の9第9項の<u>熱損失防止改修住宅</u>又は同条第10項の<u>熱損失防止改修専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 （1）～（3） 略 （4） <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した年月日 （5） <u>熱損失防止改修工事</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等 （6） <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由 10 略 11 法附則第15条の9の2第4項に規定する<u>特定熱損失防止改修住宅</u>又は同条第5項に規定する<u>特定熱損失防止改修住宅専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 （1）～（3） 略 （4） <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した年月日 （5） <u>熱損失防止改修工事</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

改正後（公布の日等）	改正前
の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで<u>又は第37条の8</u>の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。 （特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例） 第20条の2 略 2・3 略 <u>4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第35条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。</u>	の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、<u>第37条の8又は第37条の9</u>の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。 （特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例） 第20条の2 略 2・3 略 <u>4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u> <u>（1） 第35条の2第1項の規定による申告書</u> <u>（2） 第35条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</u>
5 略 （条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例） 第20条の3 略 2・3 略 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に	5 略 （条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例） 第20条の3 略 2・3 略 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月

改正後（公布の日等）	改正前
<u>係る第35条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。</u> 5 略 6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第33条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた<u>年分の所得税に係る</u>同条第4項に規定する<u>確定申告書にこの項</u>の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第32条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。	<u>1日の属する年度分の条約適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u> <u>（1） 第35条の2第1項の規定による申告書</u> <u>（2） 第35条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</u> 5 略 6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第33条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた<u>年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書にこの項</u>の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（<u>条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。</u>）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第32条第6項」と、同条第

改正後（公布の日等）	改正前
（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例） 第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第33条の7の規定を適用する。	3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。 （新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例） 第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号、<u>次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。</u>）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第33条の7の規定を適用する。 <u>（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）</u> 第26条 <u>所得割の納税義務者が前年分の所得税につき、新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</u> 2 <u>所得割の納税義務者が前年分の所得税につき、新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</u>

知立市税条例等の一部を改正する条例（令和３年知立市条例第23号）の一部改正案新旧対照表（第２条関係）

改正後	改正前
第１条 知立市税条例（昭和45年知立市条例第53号）の一部を次のように改正する。 略 第35条の３の３第１項中「<u>扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者に限る」に改め、同条第４項中「所得税法第203条の６第６項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の９の７の３において準用する令第８条の２の２に規定する要件を満たす」に改める。</u>	第１条 知立市税条例（昭和45年知立市条例第53号）の一部を次のように改正する。 略 第35条の３の３第１項中「<u>控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改め、同条第４項中「所得税法第203条の６第６項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の９の７の３において準用する令第８条の２の２に規定する要件を満たす」に改める。</u>

知立市税条例改正（案）の要旨

税目	項目	関係条文	改正の内容	適用時期
個人市民税	上場株式等の配 当所得等に係る 課税方式の見直 し	条例 第 3 2 条 第 3 3 条の 9 条例附則 第 1 6 条の 3	個人住民税において、特定配当等（上場株式等の配当等をいう。）及び 特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を所得税と一致させる こととするため所要の整備を行うもの	令和 6 年度 課税分から
	扶養親族等の申 告に係る規定の 整備	条例 第 3 5 条の 2 第 3 5 条の 3 の 2 第 3 5 条の 3 の 3	給与所得者等の扶養親族申告書等において、退職手当を有する一定の 配偶者等の氏名等を記載し、申告することとする等の措置を講ずるた め規定の整備を行うもの	令和 5 年度 課税分から
	住宅借入金等特 別税額控除の延 長及び見直し	条例附則 第 7 条の 3 の 2	令和 4 年分以後の所得税において住宅借入金等特別税額控除の適用が ある者（住宅の取得等をして令和 4 年から令和 7 年までの間に居住の 用に供した者に限る。）のうち、当該年分の住宅借入金等特別税額控除 額から当該年分の所得税額（住宅借入金等特別税額控除の適用がない ものとした場合の所得税額とする。）を控除した残額があるものについ ては、翌年度分の個人住民税において、当該残額に相当する額を当該 年分の所得税の課税総所得金額等の額に 1 0 0 分の 5 を乗じて得た額 （最高 9 . 7 5 万円）の控除限度額の範囲内で減額するもの	令和 5 年度 課税分から

税目	項目	関係条文	改正の内容	適用時期
固定資産税	D V 被害者等に対する支援措置	条例 第 2 0 条の 4 第 6 7 条の 2 第 6 7 条の 3	固定資産課税台帳記載事項証明書の交付等に関し市町村において現在行われている D V 被害者等に対する支援措置（住民基本台帳事務に係る支援措置の申出がなされた場合等において、D V 被害者等の住民基本台帳上の住所を削除する等の措置）が法令上明確化されたことに伴うもの	公布の日から
	不均一課税の導入	条例 第 5 8 条の 2	市街地再開発事業の推進等に伴い、都市再開発法に基づく建物に対して次の固定資産税の不均一課税の創設を行うもの 地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）附則第 1 5 条の 8 第 1 項の規定に基づき、従前の権利者が所有する当該家屋のうち人の居住の用に供する部分以外の部分に係る固定資産税について、5 年度分 3 分の 1（当該家屋が第一種市街地再開発事業による場合は 4 分の 1）に相当する額を固定資産税額から減額した後、さらに 5 年度分 6 分の 1（当該家屋が第一種市街地再開発事業による場合は 4 分の 1）に相当する額を固定資産税額から減額するための不均一課税の創設を行うもの	公布の日から
	わがまち特例の導入	条例附則 第 1 0 条の 2 第 2 5 項	特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域として都道府県知事等の指定を受けた土地に係る固定資産税の課税標準額を、最初の 3 年度分、価格に 4 分の 3 を乗じた額とするもの	令和 5 年度課税分から

知立市都市計画税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第52号、参考資料)

改正後	改正前
附 則 1 略 (法附則第15条第15項の条例で定める割合) 2 法附則第15条第15項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3 (都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第15項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1)とする。 (法附則第15条第33項の条例で定める割合) 3 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 (法附則第15条第34項の条例で定める割合) 4 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 (法附則第15条第39項の条例で定める割合) 5 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 (法附則第15条第44項の条例で定める割合) <u>6 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</u> (改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) <u>7 略</u> (宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例) <u>8 略</u> <u>9 略</u>	附 則 1 略 (法附則第15条第16項の条例で定める割合) 2 法附則第15条第16項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3 (都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第16項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1)とする。 (法附則第15条第34項の条例で定める割合) 3 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 (法附則第15条第35項の条例で定める割合) 4 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 (法附則第15条第42項の条例で定める割合) 5 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 (改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) <u>6 略</u> (宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例) <u>7 略</u> <u>8 略</u>

改正後	改正前
10 <u>附則第8項</u>の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、<u>附則第8項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。	9 <u>附則第7項</u>の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、<u>附則第7項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第8項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。	10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第7項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。
12 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第8項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。 （農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市	11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第7項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。 （農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市

改正後	改正前
計画税の特例) <u>13</u> 略 (市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例) <u>14</u> 略 <u>15</u> 略 <u>16</u> 略 (宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等) <u>17</u> 略 <u>18</u> <u>附則第8項及び第10項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第8項及び第11項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第8項、第9項、第11項及び第12項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、<u>附則第11項から第13項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第13項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第14項から第16項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、<u>附則第15項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</u></u></u> <u>19</u> <u>法附則第15条第1項、第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</u> (令和3年度から令和5年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税の特例)	計画税の特例) <u>12</u> 略 (市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例) <u>13</u> 略 <u>14</u> 略 <u>15</u> 略 (宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等) <u>16</u> 略 <u>17</u> <u>附則第7項及び第9項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第7項及び第10項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第8項、第10項及び第11項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、<u>附則第10項から第12項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第12項の「農地」とは法附則第17条第1号に、<u>附則第12項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第13項から第15項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、<u>附則第14項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</u></u></u></u> <u>18</u> <u>法附則第15条第1項、第10項、<u>第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</u></u> (令和3年度から令和5年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税の特例)

改正後	改正前
<u>20</u> 略	<u>19</u> 略

知立市観光交流センター管理規則

知立市観光交流センター管理規則（平成 30 年知立市規則第 10 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、知立市観光交流センター条例（令和 4 年知立市条例第 号）第 9 条の規定に基づき、知立市観光交流センター（以下「観光交流センター」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用者の遵守事項）

第 2 条 観光交流センターを利用する者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 指定管理者の指示に従うこと。
- (2) 所定の場所以外で飲食をしないこと。
- (3) 騒音又は大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある物品又は動物を持ち込まないこと。
- (5) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれのある行為をしないこと。
- (6) 所定の場所以外へ立ち入らないこと。
- (7) 指定管理者の許可を得ないで館内において物品を販売し、又は金品の募集等の行為をしないこと。

（損傷等の届出）

第 3 条 利用者は、施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

（雑則）

第 4 条 この規則に定めるもののほか、観光交流センターの管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

